

申 請

平成 28 年 3 月 16 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事  
内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 28 年 1 月 20 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限・摂取制限を解除すること。  
福島県南相馬市(平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びかぶ

2 解除を申請する理由

平成 27 年 10 月 22 日から平成 28 年 1 月 7 日までに当該市町村の各地で実施した検査結果において、安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、緊急時環境放射線モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別紙 1 のとおりである。

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限・摂取制限を解除する範囲

福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びかぶ

### 2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」(平成27年3月20日付け原子力災害対策本部長公表)を踏まえ、非結球性葉菜類の指標作物としてホウレンソウ及びコマツナ、結球性葉菜類としてキャベツ、アブラナ科花蕾類としてブロッコリー、かぶはコカブを選定し、出荷制限・摂取制限を解除する。

### 3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、「検査計画、出荷制限等品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、結果を公表する。

### 4 解除後の出荷管理

#### (1) 出荷者の対策について

J A 系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という(別紙2参照。))の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能であるが、それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付や出荷

伝票等により生産者及び生産地が確認できるような表示を徹底する旨の指導を行うほか、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域等が判別可能となる。

(2) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況をJA全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のホウレンソウ等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等アブラナ科の花蕾類及びかぶで出荷制限等が引き続き指示されている市町村等について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の産地情報等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応基準値を超える結果が得られた場合には、県は即時に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を求める。

別紙1

品目名	番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
ホウレンソウ	1	H27. 10. 29	ND
	2	H27. 11. 12	ND
	3	H27. 11. 19	ND
	4	H27. 10. 22	ND
	5	H28. 1. 7	ND
	6	H27. 11. 12	ND
	7	H27. 10. 29	ND
	8	H27. 11. 5	ND
	9	H27. 11. 26	ND
	10	H27. 12. 3	11.7
	11	H27. 11. 12	5.7
コマツナ	1	H27. 10. 22	ND
	2	H27. 10. 29	ND
	3	H27. 11. 5	ND
	4	H27. 10. 22	ND
	5	H27. 11. 19	ND
	6	H27. 10. 22	ND
	7	H27. 10. 22	ND
	8	H27. 10. 29	ND
	9	H27. 10. 29	ND
	10	H27. 11. 12	52.3
	11	H27. 10. 29	19.3
キャベツ	1	H27. 12. 3	ND
	2	H27. 12. 17	ND
	3	H27. 12. 3	ND
	4	H27. 12. 10	ND
	5	H27. 12. 17	ND
	6	H27. 12. 10	ND
	7	H27. 12. 17	ND
	8	H27. 12. 3	ND
	9	H27. 12. 17	ND
	10	H27. 12. 24	12.7
	11	H27. 12. 24	28.7
ブロッコリー	1	H27. 11. 5	ND
	2	H27. 11. 19	ND
	3	H27. 11. 12	ND
	4	H27. 11. 12	ND
	5	H27. 11. 26	ND
	6	H27. 11. 12	ND
	7	H27. 12. 3	ND
	8	H27. 11. 19	ND
	9	H27. 11. 26	ND
	10	H27. 12. 24	17.7
	11	H27. 12. 10	61.5
コカブ	1	H27. 10. 22	ND
	2	H27. 11. 12	ND
	3	H27. 11. 12	ND
	4	H27. 10. 29	ND
	5	H28. 1. 7	ND
	6	H27. 10. 29	ND
	7	H27. 10. 29	ND
	8	H27. 11. 12	ND
	9	H27. 10. 29	ND
	10	H27. 11. 26	4.8
	11	H27. 11. 19	6.3

## 出荷団体等一覧表

市町村名	出 荷 団 体 等	集荷エリア	品 目
南相馬市	株式会社原町中央青果市場	南相馬市	ほうれんそう、コマツナ等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等アブラナ科花蕾類及びかぶ
南相馬市	道の駅 南相馬	南相馬市	ほうれんそう、コマツナ等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等ア布拉ナ科花蕾類及びかぶ
南相馬市	J A そうま農産物直売所 旬のひろば	南相馬市	ほうれんそう、コマツナ等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等ア布拉ナ科花蕾類及びかぶ
南相馬市	株式会社 いとんぼ	南相馬市	ほうれんそう、コマツナ等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等ア布拉ナ科花蕾類及びかぶ

### 南相馬市の野菜の出荷等制限解除にむけた実証栽培地点

